

処 分 基 準

令和元年 1 2 月 1 4 日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	(8 - 1 3)
根 拠 条 項：第 2 5 条第 2 項第 3 号	
処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・ 第 3 条（第 7 号及び第 8 号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・ 第 4 条（認定） ・ 第 5 条第 3 項（認定拒否の通知） ・ 第 7 条第 1 項（認定の取消し）	
処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 4 条第 1 項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。	
問 い 合 わ せ 先：	交通部交通総務課（電話 0 4 3 - 2 0 1 - 0 1 1 0）
備 考：	

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準

1 公表の対象となる処分

- (1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく処分の公表（以下「公表」という。）を、次に掲げる処分（以下「公表対象処分」という。）について行うものとする。

ア 認定の取消し（法第7条第1項）

イ 指示処分（千葉県公安委員会が行うものに限る。）（法第22条第1項・第25条第2項第1号）

ウ 営業停止命令（法第23条第1項・第25条第2項第2号）

エ 営業廃止命令（法第24条第1項・第25条第2項第3号）

- (2) 公表対象処分であっても、法第7条第2項、第23条第3項又は第24条第2項の規定による同意又は法第23条第2項による千葉県知事からの要請に際し、千葉県知事から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合には、公表しないものとする。

また、公表対象処分であっても、千葉県公安委員会において当該処分の公表が適切でないと認められる特段の事情がある場合には、公表しないものとする。

2 公表の方法

公表対象処分を行った場合は、千葉県警察のホームページに別記様式を掲載することにより公表を行う。

3 公表の期間

公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して2年間とする。

別記様式

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	
	主たる営業所が所在する市区町村	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		公安委員会

注 1 : 「処分内容」欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、
営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

2 : 「処分理由」欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例 : 「立入検査を実施した
ところ、△△違反が判明したもの」等）。